

災害救助法の適用地域における
被災者に対する市営住宅の一時使用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害による被災者に対し、一時的な避難場所として市営住宅の空き住戸の使用（以下「一時使用」という。）の許可等を行い、当該被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(許可を受けることができる者)

第2条 一時使用の許可を受けることができる者は、住宅室長が別に定める大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）により災害救助法が適用された地域において住宅の被害を受けて居住が困難になった被災者（以下「特定被災者」という。）とする。

(特定被災者であることの認定)

第3条 特定被災者であることの認定は、市区町村が発行する特定大規模災害に係るり災証明書、被災証明書又は市区町村災害対策本部からの受入れの依頼書（以下「り災証明書等」という。）により行う。

2 前項の規定にかかわらず、特定被災者が居住している市区町村の実情により、り災証明書等の発行が困難なときは、暫定的な措置として、個人番号カード、住民票、健康保険証、運転免許証その他の氏名及び住所を確認することができる書類又はこれらに代えるべき親族若しくは知人の申立て等に基づき、特定被災者として取り扱うこととし、後日、り災証明書等の提出を求める。

(一時使用の許可)

第4条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。この場合において、当該許可後の本市と一時使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）との関係は、この要綱に別段の定めがある場合を除き、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則の規定の例による。

2 一時使用の許可を行うに当たっては、次のとおり条件を付し、又は使用者の義務を免除する。

- (1) 一時使用の許可の期間は、6箇月以内とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、使用者が一時使用の許可の期間の更新を申し出た場合において、その理由がやむを得ないと認められるときは、当初の一時使用の許可の期間を含めて最長1年間を限度として、6箇月以内の期間で更新することができるものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、都道府県からの要請があった場合等、特別な事由があると認められる場合は、特定大規模災害ごとに住宅室長が最長期限を定め、その期間を限度として、一時使用の許可の期間を更新することができるものとする。
- (4) 条例第6条各号（第4号を除く。）に掲げる要件を問わないものとする。
- (5) 保証人は、不要とすること。
- (6) 使用料は、免除すること。
- (7) 市営住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用は、使用者が負担すること。

(申請手続)

第5条 一時使用の許可を受けようとする者は、京都市市営住宅一時使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市営住宅一時使用誓約書（第2号様式）

(2) 本人確認ができる書類（個人番号カード、健康保険証又は自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等で氏名及び当該災害発生時の住所を確認することができるものの写し）

(3) 被災証明書等（第3条第2項で定める暫定的な措置を講じるときは、同項に定める書類）

2 前条第2項第2号に規定する一時使用の許可期間の更新を申請しようとする者は、一時使用の期間が満了する日の1箇月前までに京都市市営住宅一時使用更新許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、市有財産使用許可書（第4号様式）により申請者に通知する。

(一時使用に充てる市営住宅)

第7条 市長は、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、一時使用に充てる住戸を選定することとし、現状のまま使用させるものとする。

(明渡し時の修繕)

第8条 一時使用の許可の取消し、使用者による一時使用の許可の期間満了前の明渡し又は一時使用の許可の期間満了に伴う明渡しの際における、自然損耗以外の使用者の責めに帰すべき破損等による修繕に係る費用及び使用者が残置した動産の処理に係る費用は、条例第20条及び第25条の規定に基づき、使用者に請求する。ただし、市営住宅の原状回復に要する費用については、この限りではない。

(公募資格の特例)

第9条 使用者のうち条例第6条各号に掲げる要件を満たすもの（公営住宅法第24条第1項の規定により公営住宅への入居者資格を備えるとみなされた者を含む。以下「入居者資格を備える者」という。）は、市営住宅を一時使用したまま条例第4条第1項の規定による公募に応募することができるものとする。

(公募によらない入居)

第10条 市長は、入居者資格を備える者が市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定を適用し、条例第3条の規定による承認をする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から実施する。

(過去の適用関係)

2 これまで市営住宅の一時使用を認めた大規模災害及び一時使用の許可の最長期間は、次の

各号のとおりである。

- (1) 平成28年熊本地震 2年間
- (2) 平成30年大阪府北部地震 1年間
- (3) 平成30年7月豪雨 1年間
- (4) 令和元年台風第19号 1年間

(関係要綱の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 平成28年(2016年)熊本地震に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱
- (2) 平成28年(2016年)熊本地震に伴う被災者に対する市営住宅への特定入居に関する要綱
- (3) 平成30年(2018年)大阪府北部地震及び7月豪雨に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。